

## 容器保安規則関係 例示基準集 新装版（平成 19 年 6 月 27 日発行）新旧対照表

次のように改正（平成 22・04・01 原院第 6 号 平成 22 年 4 月 5 日）されましたので、該当箇所（（4）頁）についてご訂正ください。

新	旧
<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（抜粋） （9）容器保安規則の運用及び解釈について</p> <p>（4）頁 第 8 条関係</p> <p>（2）第 1 項第 3 号中「充てんすべき高圧ガスの種類」に係る刻印等は、次のとおり刻印等することができるものとする。</p> <p>標準ガス（日本工業規格K0055(1986)標準ガスをいう。）の場合にあっては、標準ガスであることを示す略号⑤にバランスガス（当該標準ガスの圧力に影響を及ぼすガス）の種類を併せて刻印等する。</p> <p>フルオロカーボンにあっては分子式の代わりにR（はフルオロカーボンの番号等）を刻印等する。</p> <p>液化天然ガスの場合にあっては高圧ガスの名称としてLNG、圧縮天然ガスの場合にあっては高圧ガスの名称としてCNGと刻印等する。</p>	<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（抜粋） （9）容器保安規則の運用及び解釈について</p> <p>第8条関係</p> <p>（2）第 1 項第 3 号中「充てんすべき高圧ガスの種類」に係る刻印等は、標準ガス（日本工業規格K0055（1986）標準ガスをいう。）の場合にあっては、標準ガスであることを示す略号⑤にバランスガス（当該標準ガスの圧力に影響を及ぼすガス）の種類を併せて刻印等することをもって刻印等とすることができる。また、フルオロカーボンにあっては分子式の代わりにR（はフルオロカーボンの番号等）と刻印することができるものとする。</p>